

○愛知県屋外広告物条例施行規則

昭和三十九年十月二日規則第百十二号

改正

昭和四五年十一月二四日規則第一〇七号
昭和四九年 七月二四日規則第七一号
昭和六〇年 三月二九日規則第三三号
昭和六〇年 九月三〇日規則第七三号
昭和六二年 三月二七日規則第三〇号
平成 二年 三月二八日規則第一五号
平成 六年 三月三〇日規則第四三号
平成 七年 三月二二日規則第一四号
平成一〇年 三月二五日規則第一九号
平成一二年 三月三一日規則第六三号
平成一五年 六月二七日規則第七九号
平成一六年 三月三〇日規則第三六号
平成一六年一〇月 八日規則第六六号
平成一七年 三月二二日規則第一三号
平成一八年 三月二八日規則第二七号
平成一九年 二月一六日規則第三号
平成一九年 三月二三日規則第一〇号
平成二一年 三月二七日規則第一三号
平成二二年 九月二八日規則第五三号
平成二四年 三月二七日規則第一七号
平成二八年 四月二二日規則第四八号
平成三〇年 三月 六日規則第四号
平成三一年 三月二九日規則第一八号
令和 元年 六月二八日規則第四九号
令和 二年 三月二七日規則第一四号
令和 二年一月二二日規則第八〇号
令和 三年 三月三〇日規則第二八号
令和 四年 三月二九日規則第七号
令和 五年 三月三一日規則第二七号
令和 六年 三月二九日規則第三三号

愛知県屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

愛知県屋外広告物条例施行規則

（許可の申請）

第一条 愛知県屋外広告物条例（昭和三十九年愛知県条例第五十六号。以下「条例」という。）第五条第一項若しくは第二項又は第六条第五項若しくは第六項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物表示等許可申請書（様式第一）正副二通を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、許可を受けようとする屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）が別表第一の2三から七までに掲げる広告物又は掲出物件（以下「簡易な広告物等」という。）であるときは、第五号に掲げる図書は、添付することを要しない。

一 次に掲げる事項を記載した位置図

イ 表示又は設置の場所

ロ 別表第一の2一（二）イからハまで、一（五）ホ、二（二）ヘ又は九（五）ロの基準が適用される広告物又は掲出物件にあつては、これらの基準に定める路端からの距離等

二 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面

三 色彩広告面模写図

四 他人が所有し、又は管理する土地又は物件に表示し、又は設置する場合にあつては、表示又は設置について、その承諾を得たことを証する書面

五 建築物又は工作物に表示し、又は設置する場合にあつては、当該建築物又は工作物の構造図及び立面図

六 その他知事が必要と認める図書

（許可の期間）

第二条 条例第九条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の許可の期間は、簡易な広告物等については三月以内、それ以外の広告物及び掲出物件については三年以内とする。

(更新許可の申請)

第三条 条例第九条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による許可の更新を受けようとする者は、許可期間満了の日の十日前までに屋外広告物更新許可申請書(様式第二)正副二通を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 屋外広告物安全点検報告書(様式第二の二)(許可期間の満了の日前三月以内に実施した条例第十三条の二第一項の規定による点検に係るものに限る。)

二 広告物又は掲出物件のカラー写真(許可期間の満了の日前三月以内に撮影したものに限る。)

三 第一号の点検を条例第十三条の二第二項の規定により同項に規定する者に行わせた場合に於ては、当該点検を行つた者が同項に規定する者であることを証する書面

四 その他知事が必要と認める図書

(変更等の許可の申請)

第四条 条例第十条の規定による変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更等許可申請書(様式第三)正副二通を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 第一条第二項各号に掲げる図書のうち変更又は改造に係るもの

二 その他知事が必要と認める図書

(証票の交付等)

第五条 知事は、第一条、第三条又は第四条の規定による申請書を提出して許可を受けた者には、必要事項を記載した申請書副本及び許可の証票(許可の押印又は打刻印をした場合を除く。)を交付するものとする。

(軽微な変更等)

第六条 条例第十条第一項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるとおりとする。

一 広告物又は掲出物件をその許可当時の表示内容若しくは形状又は許可に特に付けられた条件に変更を加えない程度で修繕し、補強し、又は塗り変えるとき。

二 掲出物件の位置及び形状を変更することなく、広告物を短期間に定期的に変更するとき。

(許可の基準)

第七条 条例第十一条の規定による規則で定める許可の基準は、別表第一のとおりとする。

(適用除外の基準)

第八条 条例第六条第二項第一号から第三号まで、第三項第一号、第二号及び第四号、第四項並びに第七項の規定による規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。

(国等の通知)

第九条 条例第六条第八項の規定による通知は、屋外広告物表示等通知書(様式第四)正副二通を知事に提出することによつて行うものとする。

2 第一条第二項の規定は、前項の通知書について準用する。

(通知免除の基準)

第十条 条例第六条第八項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

一 官公署の建物又はその敷地内に広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合

二 表示し、又は設置する広告物又は掲出物件の広告表示面積(広告物又は掲出物件が複数の表示面を有する場合に於ては、広告物又は掲出物件を一方向から見た場合に同時に見ることが出来る表示面の合計面積が最大となるときにおける当該合計面積とする。以下同じ。)が五平方メートル以下である場合

(許可の表示の様式)

第十一条 条例第十二条の規定による許可の証票又は許可の押印若しくは打刻印の様式は、それぞれ様式第五及び様式第六のとおりとする。

(点検)

第十一条の二 条例第十三条の二第一項の規定による点検の箇所及び項目は、別表第三に掲げるとおりとする。

2 条例第十三条の二第一項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げるとおりとする。

一 はり紙、はり札(これに類する広告物を含む。以下同じ。)及び広告旗(広告の用に供する旗をいう。以下同じ。)

二 条例第六条第一項各号、第二項第四号から第七号まで及び第三項第二号から第四号までに掲げる広告物又は掲出物件

三 条例第六条第四項、第七項又は第八項の規定に該当する広告物又は掲出物件

3 条例第十三条の二第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げる広告物又は掲出物件で高さが四メートルを超えるものとする。

一 広告板、広告塔及びアーチ

二 屋上広告板、屋上広告塔その他これらに類するもの

三 建築物又は工作物の壁面広告(映像又は塗料により建築物又は工作物の壁面に直接表示されるものを除く。)

四 建築物又は工作物の側面からの突き出し広告

五 アーケード広告

4 条例第十三条の二第二項の規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士の資格を有する者

二 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条の五第一項に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者

三 前二号に掲げる者のほか、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者と同等以上の知識を有する者として知事が定める者(除却した広告物等に係る公示の場所)

第十一条の三 条例第十五条の二第二項第一号の規則で定める場所は、保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所を所管する建設事務所(広告物に関する事務を分掌する支所が置かれている場合にあつては、当該支所)(愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)の規定により同条例別表第十一の二の項及び三の項の下欄に掲げる市町村の長が当該公示をする場合にあつては、当該市町村の事務所)の掲示場とする。

(身分証明書の様式)

第十二条 条例第十七条第二項(条例第三十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書の様式は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年国土交通省令第六十八号)別記様式による。

(管理者等の届出の様式)

第十三条 条例第十九条の規定による届出は、次の表の上欄に掲げる区分により、それぞれ当該下欄に掲げる様式によつてしなければならない。

第一項及び第二項の届出	様式第八
第三項の届出	様式第九
第四項及び第五項の届出	様式第十

(広告景観地区の指定等の案の公告)

第十四条 条例第十九条の二第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 広告景観地区の名称
- 二 広告景観地区の指定若しくは解除又はその区域の変更に係る土地の区域
- 三 広告景観地区の指定若しくは解除又はその区域の変更の案の縦覧場所

2 条例第十九条の三第三項において準用する条例第十九条の二第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 広告景観指針の決定又は変更の案の概要
- 二 広告景観指針の決定又は変更の案の縦覧場所

(更新の登録の申請期限)

第十五条 条例第二十条第三項の更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の三十日前までに申請しなければならない。

(登録の申請)

第十六条 条例第二十一条第一項の申請書の様式は、様式第十一のとおりとする。

2 条例第二十一条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 条例第二十条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書(申請の日前三月以内に作成されたものに限る。以下同じ。)
- 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ ロに掲げる申請者以外の申請者 当該申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面(申請の日前三月以内に作成されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。)
 - ロ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である申請者 当該申請者の住民票の写し等及びその法定代理人の住民票の写し等(当該法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書)
- 三 申請者(申請者が、法人である場合にあつてはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては当該申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員))の略歴を記載した書面
- 四 申請者が選任した業務主任者が条例第二十九条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- 五 申請者が選任した業務主任者の住民票の写し等
- 六 その他知事が必要と認める書類

3 条例第二十一条第二項(条例第二十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面の様式は、様式第十二のとおりとする。

4 第二項第三号に掲げる書面の様式は、様式第十三のとおりとする。

第十七条 削除

(登録事項の変更の届出の様式等)

第十八条 条例第二十四条第一項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書(様式第十五)によつてしなければならない。

2 条例第二十四条第三項において準用する条例第二十一条第二項の規則で定める書類は、第十六条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のうち変更に係るものその他知事が必要と認める書類とする。

(登録簿の閲覧所の設置)

第十九条 条例第二十五条の規定により屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)を一般の閲覧に供するため、閲覧所を名古屋市中区三の丸三丁目一番二番愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課内に置く。

(登録簿の閲覧時間及び休日)

第二十条 登録簿の閲覧時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

2 閲覧所の定期休日は、県の休日に関する条例(平成元年愛知県条例第四号)第一条第一項各号に掲げる日とする。

3 知事は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の伸縮をするものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(登録簿の閲覧手続)

第二十一条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

(登録簿の持出しの禁止)

第二十二条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

(登録簿の閲覧の停止等)

第二十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(廃業等の届出の様式)

第二十四条 条例第二十六条第一項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書(様式第十六)によつてしなければならない。

(講習会の開催)

第二十五条 知事は、条例第二十八条第一項の規定による講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時及び場所その他講習会に関し必要な事項を公告する。

(講習会の受講手続)

第二十六条 講習会において講習を受けようとする者は、講習会受講申請書(様式第十七)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、講習会受講票(様式第十八)を当該申請をした者に交付する。

(講習科目等)

第二十七条 講習会における講習科目は、次に掲げるとおりとする。

- 一 広告物に係る法令に関する科目
- 二 広告物の表示の方法に関する科目
- 三 広告物の施工に関する科目

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第三号に掲げる講習科目の受講を免除する。

- 一 建築士法第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者
- 二 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者
- 三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者
- 四 職業能力開発促進法(昭和三十九年法律第六十四号)第二十条の公共職業訓練若しくは同法第二十四条第三項の認定職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第二十八条第一項の職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者

3 前項の規定による講習科目の受講の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当するものであることを証する書面を前条第一項の申請書に添付しなければならない。

(講習会修了証書)

第二十八条 知事は、講習会において講習を修了した者に対し、講習会修了証(様式第十九)を交付する。

(標識の掲示)

第二十九条 条例第三十条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日
- 三 営業所の名称
- 四 業務主任者の氏名

2 条例第三十条の標識の様式は、様式第二十のとおりとする。

(帳簿の備付け等)

第三十条 条例第三十一条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 注文者の氏名又は名称及び住所
- 二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- 三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- 四 当該表示又は設置の年月日
- 五 請負金額

2 条例第三十一条の帳簿の様式は、様式第二十一のとおりとする。

3 条例第三十一条の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに記載し、又は記録しなければならない。

4 条例第三十一条の帳簿は、各事業年度の末日をもつて閉鎖し、閉鎖後五年間営業所ごとに保存しなければならない。

5 屋外広告業者(条例第二十条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)は、条例第三十一条の帳簿を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもつて作成する場合には、当該屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製する方法により作成しなければならない。

6 屋外広告業者は、条例第三十一条の規定による帳簿の備付け及び保存を、当該帳簿(電磁的記録をもつて作成するものを除く。)に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてきた電磁的記録を当該屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより備え付け、これを保存する方法により行うことができる。

7 屋外広告業者は、条例第三十一条の規定による帳簿の備付け及び保存を電磁的記録をもつて作成する帳簿(前項の規定による当該帳簿の備付け及び保存を行う場合における同項に規定するファイルを含む。)により行う場合においては、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で、当該営業所において屋外広告業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面へ出力することができるようにしなければならない。

(屋外広告業者監督処分簿の閲覧についての準用)

第三十一条 第十九条から第二十三条までの規定は、条例第三十四条第一項の規定により屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供する場合について準用する。

(屋外広告業者監督処分簿の登載事項)

第三十二条 条例第三十四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 処分を受けた屋外広告業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該屋外広告業者の登録番号
 - 三 当該屋外広告業者の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名
 - 四 処分の原因となつた事実
 - 五 過去に受けた処分及び刑罰
 - 六 その他必要な事項
- (公表の方法)

第三十三条 条例第三十六条第三項の規定による公表は、愛知県公報への掲載及びインターネットの利用により行うものとする。
